

I 令和2年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団事業計画

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

1. 基本方針

平成20年12月に公益法人制度改革関連三法が施行されたことに伴い、当財団も、平成24年4月1日に「公益財団法人佐野市民文化振興事業団」として設立登記を完了した。新公益法人制度の下では、評議員及び役員の法人に対する責務がこれまで以上に明確になることから、各々が役割を果たし、健全な法人運営に寄与することが求められる。

当財団は債券運用益に依り事業を展開しているが、平成27年度以降、利回りの良い債券が満期償還を迎えたことにより、過去最低水準の予算規模という状況が続いている。依然として景気動向・金利状況が読めない中ではあるが、費用と収入のバランスを考え、本年度も昨年度に引き続き、芸術・文化の担い手となる人材育成に力点を置いた事業に取り組む方針である。

令和2年度は、公益法人として9年目を迎えるが、当事業団定款の趣意である「すべての市民が優れた文化環境のもとで、うるおいと活力のある生活を営める地域社会の実現」を基本理念に、佐野市の文化行政とも連携を図り、本市の芸術・文化の振興を図るための公益事業の一層の充実に努めていく。

2. 公益目的事業

(1) 芸術・文化に触れる機会を提供することを目的とした体験、講座、企画展共催事業

ア 演劇鑑賞教室事業

伝統芸能や歌舞伎、文楽などの日本の伝統文化の鑑賞に気軽に参加し、生で本物の舞台芸術に触れる機会を提供する事業として次の事業を実施する。

(ア) 内容 歌舞伎鑑賞教室（7月）、文楽鑑賞教室（12月）

(イ) 演目 解説「歌舞伎のみかた」及び名作の上演並びに解説「文楽の魅力」及び名作の上演

(ウ) 場所 国立劇場

イ 美術品展示及び鑑賞事業

(ア) 第10回佐野ルネッサンス鑄金属展参画事業 伝統工芸「天明鑄物」の鑄金文化の継承と新進作家の発掘を目指す「佐野ルネッサンス鑄金属展」の展示や図録作成に参加し、当事業団の所有する鑄金作品を貸出ことなどにより、費用低減をはかりつつ市民に芸術鑑賞

の機会を提供し、地域の文化振興を図る。

- (イ) 壁画アートプロジェクト 市内公共施設等と連携し、プロのアーティストの指導のもと、子どもたちが壁画アートを制作する。参加者同士で協力しあいながら一枚の絵画に表現するという活動を通して、子どもたちの豊かな心や参加者相互の連帯感を育てる。

ウ 芸術文化に関する人材育成事業 芸術・文化の振興や創造活動を通じて優れた文化的環境を促進するためには、芸術・文化に対して専門的な知識を持つ人材が必要であり、そのような人材を育成するために次の事業を実施する。

- (ア) アートマネジメント講座 文化ホールやギャラリー等の文化施設を使って、市民が主体的に事業をプロデュースしていくために必要なことを企画から運営まで、当該講座を通じて学び、芸術・文化の振興、普及ならびに芸術・文化に関わる人材の育成をはかる。また、この講座で学んだことを踏まえ、実際に市民が主体となって、市内公共施設等を活用して行う「わいわいギャラリー」事業を平成30年度から、事業団市民サポーターの企画・運営に委ねた。令和2年度も引き続き当該事業の企画・運営について一任する。

- (イ) 子ども演劇サマースクール 演劇という創作活動を通じて、子どもたちが、自発的に学ぶ機会を提供するワークショップである。プロの俳優の指導のもと、実際に演じ、発表するという経験により、舞台芸術をより身近なものに感じてもらうほか、子どもたちのコミュニケーションスキルの向上をもはかる。

(2) 市民の芸術・文化活動や伝統文化の保存・育成を担う団体に対する助成・支援事業

- ア 趣旨 個人の楽しみから発した芸術・文化活動や地域の人々に根ざした伝統文化の保存・育成を支援することで、芸術・文化の質を高め、裾野をより拡大し、芸術・文化のもたらす力を市民の文化生活の充実に生かすことで、潤いと活力のある地域社会の創造に寄与する。

- (ア) 芸術・文化団体による主催事業への支援

- (イ) 伝統文化保存・育成活動への支援

※芸術・文化活動助成金（1団体あたり最大100千円）

イ 令和2年度芸術・文化活動助成事業に関しては、3団体より申請があり、令和2年1月20に開催された令和元年度第1回事業選考委員会において、申請団体に関し、助成事業に相応しいと決議された。

- (ア) 地域の芸術・文化振興活動事業

- a 団体名 佐野ユネスコ協会
- b 事業名称 第1回ユネスコ世界遺産写真展 「世界遺産と地域の民話」
- c 事業概要 人類共通の財産である日本と世界の世界遺産を写真を通じて佐野市民に広報する。また、グローバル環境の下で地元の民話を聞く機会を作る。
- d 助成金額 10万円

(イ) 地域の芸術・文化振興活動事業

- a 団体名 さの演劇塾
- b 事業名称 さの演劇塾第11回定期公演
- c 事業概要 演劇公演により、人々の心にやすらぎを与え、市民の間に演劇文化を根付かせ、地域文化の向上を目指す。
- d 助成金額 10万円

(ウ) 地域の芸術・文化振興活動事業

- a 団体名 天命鑄物伝承保存会
- b 事業名称 佐野天明鑄物伝統文化の継承・普及啓発活動
- c 事業概要 佐野市を代表する伝統工芸「天明鑄物」の伝統文化を後世に伝えることを目的とした講演会（対談）、研究会、鑄物講座等を開催し、天明鑄物の歴史と伝統を国内外に発信し、伝統を継承してくれる若い世代への普及・啓発をはかる。
- d 助成金額 10万円

(エ) 理事長専決による助成事業 上記のほか、芸術・文化活動に対して理事長専決による当該年度の芸術・文化活動助成事業（助成上限金額1万円）を展開し、次年度の理事会及び評議員会に報告する。

(3) 芸術文化に関する情報収集・提供事業

- ア 事業団報『かがやき』の全戸配布 年1回（9月）発行。各世帯に配布、市内各施設に設置する。
- イ 広報誌・インターネットの活用 事業のPRのために、市の広報誌や、新聞、ケーブルテレビ等を活用し、積極的に市民への情報提供を行うほか、ホームページの充実を図り、事業・イベント情報を随時発信する。

(4)各種団体事業への後援

各種団体等が実施する事業のうち文化振興にかかる各種事業について、当財団が適当であると認めたものに後援名義の使用を承認する。

名義後援とは、当財団がその企画やイベントの趣旨に賛同していることを表すものであり、資金・物資・人的援助はない。

3 令和2年度公益財団法人佐野市民文化振興事業団行事予定表

実施	事業名および内容	会場等
4月	令和元年度事業・決算監査	佐野市役所
5月	通常理事会・定時評議員会	佐野市役所
7月	歌舞伎鑑賞教室	国立劇場
7月	子ども演劇サマースクール	葛生あくとプラザ
8月	壁画アートプロジェクト	市内公共施設等
9月	経営状況の説明	佐野市議会
9月	事業団報『かがやき』発行	市内に全戸配布、市内各施設に設置
10月	第9回わいわいギャラリー	市内公共施設等
11月	第10回佐野ルネッサンス鑄金展 参画事業	佐野市文化会館ほか
11月	臨時理事会・臨時評議員会	佐野市役所
12月	文楽鑑賞教室	国立劇場
1月	事業選考委員会	佐野市役所
2月	通常理事会・臨時評議員会	佐野市役所
3月	アートマネジメント講座	佐野市役所